

文京区屋内喫煙所設置費等助成要綱

28 文資環第 2089 号 平成 29 年 3 月 31 日 区長決定

29 文資環第 1781 号 平成 30 年 3 月 2 日 部長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、一般開放可能な屋内の喫煙所（以下「屋内喫煙所」という。）の設置及び運営に要する費用を区が助成することにより、屋内喫煙所を普及させ、喫煙者及び非喫煙者の共生を図り、もって区民の快適な生活環境を実現することを目的とする。

(通則)

第 2 条 この要綱による助成金の交付については、この要綱に定めるもののほか、文京区補助金等交付規則（昭和 49 年 12 月文京区規則第 44 号）に定めるところによる。

(助成対象者)

第 3 条 助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 区の区域内（以下「区内」という。）の建物を所有する者
- (2) 区内の建物を使用する者
- (3) その他区長が必要があると認めた者

(助成対象となる屋内喫煙所)

第 4 条 助成対象となる屋内喫煙所は、国、独立行政法人及び地方公共団体以外の者が設置するもので、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 一般に開放し、無料で利用できること。
- (2) 区長が別に定める者から設置について同意が得られていること。
- (3) 供用開始の日（次条第 1 項に規定する維持管理経費に係る助成のみを受ける場合にあっては、当該助成金の交付決定を初めて受けた日）から 5 年間、継続して運営すること。
- (4) 給排気設備を設け、排気したたばこの煙が近隣の居住施設及び人通りの多い区域に流入しないように配慮されていること。
- (5) 出入口に扉を設けていること。
- (6) 厚生労働省による「分煙効果判定基準策定検討会報告書（平成 14 年 6 月）」の判定基準を満たしていること。
- (7) 屋内喫煙所を設置する建物に面する道路から見える場所に、当該屋内喫煙所があることが分かる案内表示があること。
- (8) 区長が別に定める人通りの多い公道に面した場所又は区長が特に必要であると認める場所にあること。
- (9) 区が実施する屋内喫煙所の周知に協力すること。
- (10) 法令に抵触せず、公序良俗に反しない運営形態であること。

(助成対象経費及び助成期間)

第5条 助成金の交付対象とする経費（以下「助成対象経費」という。）は、屋内喫煙所の設置に係る経費（以下「設置経費」という。）及び屋内喫煙所の維持管理に係る経費（以下「維持管理経費」という。）で、別表第1に規定するものとする。ただし、国、企業等から助成金等が支払われている場合は、その金額を差し引いた額を助成対象経費とする。

2 維持管理経費を助成する期間は、供用開始の日（維持管理経費に係る助成のみを受ける場合にあっては、当該助成金の交付決定を初めて受けた日）から継続した5年間とする。

（助成金の額）

第6条 助成金の額は、別表第1により算出した額とし、区の予算の範囲内とする。

（助成の申請）

第7条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、文京区屋内喫煙所設置費等助成金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- (1) 屋内喫煙所設置・運営計画書（別記様式第2号）
- (2) 屋内喫煙所を設置する建物の所有者にあっては、発行後3月以内の登記簿事項証明書、屋内喫煙所を設置する建物又はその一部の使用者にあっては、賃貸契約書の写し
- (3) 屋内喫煙所の設置場所の周辺の地図
- (4) 屋内喫煙所の図面（換気扇等の設備及び排気先の位置等が分かるもの。）
- (5) 屋内喫煙所の設置に係る経費の見積書の写し（設置経費に係る申請の場合に限る。）
- (6) 維持管理経費の予定金額の内訳及びその算出根拠が分かるもの（維持管理経費に係る申請の場合に限る。）
- (7) 国、企業等から助成金等が支払われている場合にあっては、その内容及び内訳が分かる書類、国、企業等から助成金等が支払われていない場合にあっては、支払われていないことについての誓約書
- (8) 近隣の居住者、町会等及び屋内喫煙所を設置する建物の使用者の場合はその建物の所有者から同意を受けていることの分かる書類
- (9) その他区長が必要があると認めた書類

（助成の決定）

第8条 区長は前条の規定による申請を受けた場合は、現地調査等による当該申請内容の審査を行い、助成金の交付が適当であると認めるときは文京区屋内喫煙所設置費等助成金交付決定通知書（別記様式第3号）により、不適当であると認めるときは、文京区屋内喫煙所設置費等助成金不交付決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 区長は前項の規定による交付の決定に当たり、必要な条件等を付することができる。

（変更の承認事項）

第9条 助成金の交付決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、文京区屋内喫煙所設置費等助成金変更申請書（別記様式第5号）

又は文京区屋内喫煙所設置中止申請書（別記様式第 6 号）を提出し、あらかじめ区長による承認を受けなければならない。ただし、第 1 号又は第 2 号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

- (1) 交付決定を受けた経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 交付申請の内容を変更しようとするとき。
- (3) 屋内喫煙所の設置を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 区長は、前項の規定による申請を受けた場合において、当該申請の内容を審査し、変更し、又は中止することが適当であると認めるときは、文京区屋内喫煙所設置経費等助成金変更決定通知書（別記様式第 7 号）又は文京区屋内喫煙所設置中止決定通知書（別記様式第 8 号）により、助成決定者に通知するものとする。

（設置工事に係る完了報告）

第 10 条 設置経費の助成決定者は、屋内喫煙所の設置工事が完了したときは、文京区屋内喫煙所設置工事完了報告書（別記様式第 9 号）に次に掲げる関係書類を添えて、助成金の交付決定を受けた日の属する会計年度内に区長に報告しなければならない。

- (1) 設置経費の支払が終了したことが分かる書類の写し
- (2) 設置経費の内訳が分かる書類の写し
- (3) その他区長が必要があると認めた書類

（維持管理経費に係る実績報告）

第 11 条 維持管理経費の助成決定者は、文京区屋内喫煙所維持管理に係る実績報告書（別記様式第 10 号）に次に掲げる関係書類を添えて、助成金の交付決定を受けた日の属する会計年度内に区長に報告しなければならない。

- (1) 維持管理経費の支払が終了したことが分かる書類の写し
- (2) 維持管理経費の内訳が分かる書類の写し
- (3) その他区長が必要があると認めた書類

（助成金額の確定）

第 12 条 区長は、第 10 条又は前条の規定による書類を受領した場合は、その内容が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを審査し、適合すると認めるときは、助成金の額を確定し、文京区屋内喫煙所設置費等助成金額決定通知書（別記様式第 11 号）により助成決定者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定による審査の結果、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、助成決定者に対して、これに適合させるための措置を採るべきことを求めることができる。

（助成金の交付請求及び交付）

第 13 条 助成決定者は、前条第 1 項の規定による通知を受けたときは、速やかに文京区屋内喫煙所設置経費等助成金交付請求書（別記様式第 12 号）により、区長に助成金の交付を請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。
(交付決定の取消し)

第 14 条 区長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 第 3 条の助成対象者でなくなったとき又は屋内喫煙所が第 4 条の要件を欠くことになったとき。
- (4) 屋内喫煙所の設置を中止し、又は廃止したとき。
- (5) その他助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、文京区屋内喫煙所設置等助成金交付決定取消通知書（別記様式第 13 号）により助成決定者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第 15 条 区長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分の助成金が既に交付されているときは、助成決定者に対し期限を定めて助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

2 前項の場合において、前条第 1 項第 4 号の取消事由に該当するとき（設置経費に係る助成金を交付した後に屋内喫煙所の設置を廃止したときに限る。）の助成金の返還の額は、供用開始の日から取消事由の発生日までの経過期間に応じて、別表第 2 により算出した額とする。

3 前項の規定によりがたいものについては、区が別途調査を行い、これに基づき算出した額とする。

(調査)

第 16 条 区長は、助成決定者に対して、屋内喫煙所の運営等について必要な調査を行い、又は資料の提出を求めることができる。

付 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 3 月 2 日から施行する。

別表第1（第5、6条関係）

助成対象経費		助成率	上限額	回数又は期間
設置経費	工事費、設備費、備品購入費等	10分の10	400万円	1回
維持管理経費	空気清浄機の保守、電気代、火災保険料、清掃・ごみ処理委託費等	10分の10	各年度60万円	5年間

別表第2（第15条関係）

経過期間	返還割合
4年以上5年未満	設置経費に係る助成額の5分の1に相当する金額を返還する。
3年以上4年未満	設置経費に係る助成額の5分の2に相当する金額を返還する。
2年以上3年未満	設置経費に係る助成額の5分の3に相当する金額を返還する。
1年以上2年未満	設置経費に係る助成額の5分の4に相当する金額を返還する。
1年未満	設置経費に係る助成額の全額を返還する。

※ 1円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てるものとする。